

# わくわく だより

や、やはり雪の多い冬にまりましたね。  
 年々寒さを我慢することができなくなり、前年と同じ格好で過ごすことができなくなり  
 ました。手を取ると体温が低くはるのでしょうかね。子供と同じ部屋にいると  
 私は寒い！子供は暑い！で、ストーブも点けたり消したりと、どちらが毎晩苦悶するかの  
 小さは争いもしています。  
 最近では、いろいろ防寒グッズが出てくるようで、少し前まではレッグウォーマーが  
 流行っていたかと思たら、今はネックウォーマーやハンドウォーマーとかもあるんですね。  
 私は数年前までは首周りが気にならなくてハイネックの服が着れませんでした。  
 でも、やはり寒さには勝てず、首周りが比較的ゆとりとしたハイネックの服を  
 着てみたら、もう冬場はハイネックの服が離せません。今年もヒートテックの下着に  
 手を出して見ましたが、今のところ、あまり効果を感じられません。今度は、ぜひ  
 おしゃれなネックウォーマーを探してみようと思っています。  
 ちなみにレッグウォーマーは使用しているのですが、私の場合は太い足がますます  
 太く見える状態にはなっていますが、まずは見た目よりも暖かさを優先しています。  
 (宗買、満山)

最近、動物園の  
 動物もヒーターが  
 大好きだとか、..?



## ひとくちメモ 「暮らしのひと工夫」

- 簡単にアルミカップを作る  
 お弁当のおかずを入れるときに、アルミカップを使うことが多いと思いますが、アル  
 ミ箔で即席に作ってみましょう。  
 アルミ箔を適当な大きさの円形に切って、コップの底に当てて、上から手で押さえて  
 形を整えると、コップの底の大きさのアルミカップが出来ます。  
 アルミカップが無いときに便利ですので、一度試してみたいはいかがでしょうか。
- 床に落とした卵は塩で取る  
 テーブルの上や台所の床に卵を落としてしまうと、雑巾でぬぐってもベトベトして始  
 末が悪くてやっかいです。  
 そんなときは、塩を使うときれいに取れます。卵の上に塩を少し多めにかけて、5~  
 10分ほどおいておきます。塩には卵を固める働きがあるので、そうしておくうちに  
 サラサラになってきます。あとは、ちりとりで拭き取ると、周囲に広がることもあり  
 ません。

### ひとくちメモ



### 平成23年度税制改正大綱の概要

平成22年12月に政府税制調査会より平成23年度税制改正大綱が発表されました。その中の  
 不動産に関する改正の一部をお知らせします。

#### 1. 相続税の改正

##### ①基礎控除の引下げ

	改正前	改正後
定額分	5,000万円	3,000万円
法定相続人一人当たり	1,000万円	600万円

※今まで相続税と縁のなかった  
 相続人でも相続税の申告が  
 必要になるケースが出てきます。

##### ②相続税の税率の見直し

税率の刻みが6段階から8段階になり、最高税率が50%から5%に引き上げられます。

##### ③死亡保険金の非課税制度の見直し

現行税制では、死亡保険金の非課税限度額は「500万円×法定相続人の数」とされていたが、改正  
 後は「500万円×法定相続人(法定相続人のうち未成年、障害者又は相続開始直前に被相続人と生  
 計を一にしていた相続人に限る)」とされます。

※以上の改正は、平成23年4月1日以後の相続により取得する財産に係る相続税について適用される  
 予定です。

#### 2. 贈与税の改正

##### ①贈与税率の引下げ

一般の税率のうち1,000万円超に適用される税率が3段階とされ緩和されるほか、20歳以上の人が  
 親や祖父母など直系尊属から贈与を受けた場合の税率は一般よりもさらに緩和されます。

##### ②相続時精算課税制度の見直し

相続時精算課税制度とは、現行制度上、親と子(推定相続人)の間で贈与について、納税者の選択  
 で特別控除により2,500万円まで贈与税を払わずに済むという制度です。但し、贈与する親には満65  
 歳以上という年齢制限があるほか、贈与を受ける子供にも満20歳以上という適用要件があります。  
 その他にも適用要件はありますが、今回の改正案は、親等の年齢制限を65歳から60歳に引下げ、  
 贈与を受ける対象者に20歳以上の孫を含めることとされます。

##### ③直系尊属からの住宅取得等資金贈与の非課税

平成23年1月1日から12月31までに父母や祖父母などの直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受  
 けた人が、贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその住宅取得等資金を自己の居住の用に供す  
 一定の家屋の新築・取得・増改築等をし、その家屋を同日までに自己の居住の用に供したときは、  
 住宅取得等資金のうち1,000万円について贈与税が非課税となります。  
 現行制度では土地を先に取得し、後から土地の分譲業者と違う業者が住宅の建築を請け負った場合

無料進呈中

知らないで損をする!

## 『誰も教えてくれない不動産の賢い購入法』

~不動産取引って、分からない事が多すぎませんか?~

この度、土地・中古住宅の購入における基本的な流れや、不動産取引のいろいろな事につ  
 いて一冊の本にまとめてみました。これを読めば不動産  
 取引の基本的な流れが良くお分かり頂けると思います。  
 この小冊子をご希望の方は小島北店までご連絡下さい。  
 ニャンとなく お家探しはサービス1番の当社へ

一体幾らで買えるの?

引っ越し 住宅ローン

税金

自己資金 資金計画



TEL 0246 (27) 0331